

令和7年度



保育園 入園のしおり



<保育園の概要>

保育園は、児童福祉法に基づいて設置されているもので、保護者の稼働・疾病・その他の事情により保育できない家庭に代わって保育する施設です。

美幌町には、下記の2つの保育園があります。

保育園名	美幌保育園	東陽保育園
所在地	美幌町字西2条北2丁目4番地の52及び54	美幌町字栄町4丁目4番地の5～12
設置経営主体	美幌町	美幌町
設置認可	昭和36年11月30日	昭和52年12月20日
	網走支庁長	網走支庁長
開園年月日	昭和36年12月1日	昭和53年1月1日
建物の状況	簡易耐火平屋建	簡易耐火平屋建
建物面積	537.94㎡	514.81㎡
敷地面積	2,149.23㎡	1,811.22㎡
定員	60名	60名
職員の状況	園長(1) 技能員(1)	園長(1) 技能員(1)
	主査保育士1 栄養士(1)	主査保育士1 栄養士(1)
	保育士7 調理員1	保育士5 調理員1
	嘱託医(1) 嘱託歯科医(1)	嘱託医(1) 嘱託歯科医(1)

()内は兼務の人数

<保育の内容>

【保育目標】 元気で明るく、のびのびした子ども・正しい生活習慣の身についた子ども

【保育時間】

①保育短時間・・・平日午前8時から午後4時まで、原則月就労時間48時間以上

②保育標準時間・・・平日午前8時から午後6時まで、原則月就労時間120時間以上

※保育を必要とする事由が「妊娠・出産」の場合は基本を標準時間とします。ただし、産前産後8週を経過し「育児休業」となった場合は基本を保育短時間とします(届出が必要)。

※保育短時間利用で午後4時以降にお迎えになった場合は、延長保育料がかかります。

※土曜日は、午後1時までが通常保育。就労時間によって午後4時まで利用できます。

※標準保育・土曜日の長時間保育利用の場合は、各保育園にて申請してください。

※初めて入園されるお子さんは、慣れるまで10日間程午前保育となります。

※日曜日、祝日、年末年始、年度終わり・年度始まりはお休みです。

※保育を必要とする理由等に変更があった場合は、早急に変更届を提出してください。

<1日の標準的な保育のプログラム>

時間	プログラム
8:00	順次登園(朝の挨拶、健康状態観察、身の回りの調査)
	自由遊び(滑り台、積み木、ままごと、他各コーナーにて)
	遊具の片付け
	組別保育(天気の良い日は、できるだけ外遊びを経験させる)
11:00	食事(食事の準備、片付け)
12:00	食後の休息(静的な遊び、お話、絵本他)・歯みがき
12:30	午睡(お昼寝)
14:30	起床(寝具の片付け)・ おやつ
16:00	降園



*給食について:栄養計算された献立により給食(副食及び牛乳とおやつ)を行っています。

<保育園の行事>

- ・身体測定・・・毎月・避難訓練・・・毎月・お誕生会・・・毎月
 - ・その他家族と共に楽しい1日を過ごし、お子さんの成長をみてもらうため、次の行事を行います。
- (★印のついた行事は、親子行事)

月	行事
4月	★入園式、★家庭訪問
5月	こどもの日お楽しみ会、交通安全教室、健康診断
6月	園外保育、歯科検診
7月	★運動会
8月	七夕(★夜にも行う)
9月	★バス遠足
10月	健康診断、★保育懇談
11月	★おゆうぎ会
12月	クリスマス会、もちつき
2月	節分、★保育懇談
3月	ひなまつりお楽しみ会、★卒園式



<保育を必要とする事由>

保護者の状況	保育の必要性の事由
就労	会社や自宅を問わず、月最低48時間以上働いているとき
妊娠・出産	出産の準備や出産後の休養が必要なとき
疾病・障害	病気・けがや障害のため保育が困難なとき
介護・看護	病人や障がい者、要介護者を介護しているとき
災害復旧	自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき
求職活動	仕事を探しているとき
就学	大学や職業訓練校などに通っているとき
育休中	育児休業を取得しているとき
その他	児童福祉の観点から特に保育が必要な緊急度が高いと判断したもの

<入所申し込み時に必要な書類>

- ①支給認定申請書兼保育所入所申込書:入所される児童1人につき1枚必要です。
- ②母子健康手帳:入所される児童の母子手帳を持参してください。
- ③保育が必要なことを証明する書類(以下のいずれかが必要となります)

保護者の状況	必要書類
就労されている方	就労証明書 (就労内定の場合はその証明を受けてください)
自営の場合 (自宅外自営、親族経営等の自営を含む)	就労証明書 (ご本人にて証明ください)
就業先を育児休業中の方	就労証明書
出産前後の方 (出産前8週間・後8週間に限る)	母子健康手帳の写し (氏名と出産予定日が記載されているページ)
保護者が学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
保護者が病気の方	診断書
保護者が障害をお持ちの方	・障害手帳の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ・交付を受けていない方…診断書
保護者が介護している方	申立書及び介護が必要であることがわかる書類 (診断書、介護保険証の写し)
保護者が求職中の方	求職活動中であることを証明するもの

<入所児童の選考>

- * 保育園は、保育が必要な児童を保育することが目的ですので、入園決定は家庭の状況や実情などを調査し、保育の必要性が高い児童から入園決定いたします。
- * 希望の保育園へ入園出来ない場合や、入園基準に該当しないため入園できない場合など、希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。

<保育料>

令和6年度 美幌町利用者負担額一覧表(保育園2・3号認定)を参考にしてください。

※ 令和7年度の保育料については年度当初で変更する場合があります。

申請書の「税情報等の提供に当たっての署名欄」にて同意をいただき、確認を行います。

＊世帯の課税状況で保育料が算定されます。

生計を同一にする父母及び同居の祖父母・その他の同居人などがいる場合は、税額(町民税所得割課税額)も合算になります。申込書の世帯の状況欄には「生計を同一にする全ての方」を記載願います。

＊住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金控除の税額控除(調整控除を除く)を控除する前の金額になりますので、税額決定額と異なる場合があります。

＊農業者世帯、自営業者世帯において祖父母が事業主となって父母を専従者控除の対象とし、事業構成者が一体となって生計を維持している場合は、祖父母と生計を同一とみなします(専従者給与を受けている方)。

＊保育料は、4月～8月の利用料は前年度の、9月～翌3月の利用料は当年度の町民税課税状況で算出しますので、9月に利用料金が変更する場合があります。

<入所申込書の受付・面接>

面接は、下記の日程で受付を行います。

1月25日(土) 9時00分～10時00分(受付時間)

両園とも、子育て支援センターで行います。お子さんと一緒にお越しください。

＊入所申込書類用紙は、1月6日(月)～1月17日(金)まで役場1階児童支援グループ(窓口5番)・各保育園・子育て支援センターで交付しています。

＊申込書類は、1月17日(金)までに役場児童支援グループ(窓口5番)に提出してください。

＊年齢の区分は、4月1日現在の年齢が基準となります。

【例:4月1日時点において3歳でそれ以後、年度中に4歳になった場合でも3歳児となります】

不明な点がありましたら、役場児童支援グループ(窓口5番)
(Tel0152-77-6541)までお問い合わせください。